

例外事項取扱申請書

申請者：	申請日： 年 月 日	管理者承認

例外を行う個人情報：

例外を行う具体的な理由：別紙「例外の事由一覧」の相当する番号（ ）

例外を行う際の必要事項とそれを行う手順：

備考：

例外の事由一覧

1. 明示的な本人の同意を得て要配慮個人情報を取得するとき。
2. 要配慮個人情報を取得する場合であって、以下の理由により、明示的な本人の同意を得ないとき。
 - ① 法令に基づく場合。
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は自動の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ⑤ その他、個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報、又は政令で定められた要配慮個人情報であるとき。
3. 個人情報を取得した場合であって、あらかじめその利用目的を公表していない場合に、以下の理由により、利用目的を本人に通知、又は公表しないとき。
 - ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
 - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事業者の権利又は正当な利益を害する恐れがあるとき。
 - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
 - ④ 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められた場合。
4. 本人から直接書面によって個人情報を取得する場合であって、以下の理由により、あらかじめ書面により必要事項を明示して本人の同意を得ることを行わないとき。
 - ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
 - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事業者の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合。
 - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって

当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

- ④ 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められた場合。

5. 特定した利用範囲の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合であって、以下の理由で、必要事項を通知し本人の同意を得ないとき。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は自動の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

6. 個人情報を利用して本人に連絡又は接触する場合であって、以下の理由で、本人に対して、必要事項及び取得方法を通知して本人の同意を得ないとき。

- ① 必要事項を通知し、既に本人の同意を得ているとき。
- ② 個人情報の取扱の全部又は一部を委託された場合であって、当該個人情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内で取扱うとき。
- ③ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する事業者が、すでに必要事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱うとき。
- ④ 個人情報が特定の者との間で共同して利用され、共同利用者が、既に前条 1-8 の a) ～ f) に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

◇ 共同して利用すること

◇ 共同して利用される個人情報の項目

◇ 共同して利用する者の範囲

◇ 共同して利用する利用目的

◇ 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

◇ 取得方法

- ⑤ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるため、利用目的などを本人に明示、通知又は公表することなく取得した個人情報を利用して、本人に連絡又は接触するとき。

- ⑥ 法令に基づく場合。
 - ⑦ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ⑧ 公衆衛生の向上又は自動の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ⑨ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
7. 個人情報を第三者に提供する場合であって、本人に必要事項を通知し、本人の同意を得ているとき。
8. 個人情報を第三者に提供する場合であって、以下の理由で、本人に必要事項を通知し、本人の同意を得ないとき。
- ① 本人の同意を得ることが困難な場合であって、法令等が定める手続きに基づいた上で、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知するか、又はそれに代わる同等の措置を講じているとき
 - ◇ 第三者への提供を利用目的とすること
 - ◇ 第三者に提供される個人データの項目
 - ◇ 第三者への提供の手段又は方法
 - ◇ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - ◇ 取得方法
 - ◇ 本人からの請求などを受け付ける方法
 - ② 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、本人又は当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報を提供する場合であって、①の各小項目で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ③ 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき
 - ④ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱うとき
 - ⑤ 個人情報を共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、前6項に規定する共同利用について契約によって定めているとき
 - ⑥ 法令に基づく場合。

- ⑦ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑧ 公衆衛生の向上又は自動の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑨ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

例外の事由一覧（保有個人データ）

1. 保有個人データに関して、本人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下「開示等」という。）を求められた場合であって、以下の理由で保有個人データに該当しないとき。
 - ① 当該個人データの存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
 - ② 当該個人データの存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。
 - ③ 当該個人データの存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。
 - ④ 当該個人データの存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの。
2. 保有個人データの利用目的の通知をもとめられた場合であって、以下の理由で利用目的を通知しないとき
 - ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事業者の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合。
 - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ④ 保有個人データの利用目的をすでに周知することによって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
3. 保有個人データの開示を求められた場合であって、以下の理由で開示しないとき。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 法令に違反することとなる場合
4. 保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められた場合であって、以下の理由でそれを行わないとき。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 法令に違反することとなる場合